第６の１の⑸及び⑺を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	16,000
静岡県	16,000
和歌山県	9,000
高知県	8,000
宮崎県	14,000
鹿児島県	16,000

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
山形県	42

第６の２の⑴及び⑸並びに⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	58,000
岩手県	8,000

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	17,000
静岡県	17,000
三重県	32,000
和歌山県	9,000
島根県	13,000
高知県	8,000
長崎県	17,000
宮崎県	15,000
鹿児島県	17,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	23
山形県	37
新潟県	203
富山県	31
石川県	302
福井県	273
京都府	85

茨城県、島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十二年五月二十六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年六月八日

国土交通大臣　前原　誠司

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
福岡県	田川地区	田川	田川市、嘉麻市
	大任地区	田川	川崎町、大任町
佐賀県	多久地区	浜崎、武雄	多久市
	江北地区	武雄	多久市
	伊万里地区	唐津	伊万里市
長崎県	諫早地区	諫早、肥前小浜	諫早市
	対馬地区	仁位	対馬市
	南島原地区	口之津	南島原市